

2011年6月定例会 請願第10号「議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願」に対して賛成討論

津幡町議会議員 中村 一子

請願第10号「議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願」に対して賛成の討論をします。

ご存知のように津幡町議会には、3つの常任委員会・・・総務常任委員会、文教福祉常任委員会、産業建設常任委員会があります。

全国のほとんどの議会では、議案はそれぞれ担当の各常任委員会に付託され、そこで実質的な審議を行っています。津幡町議会でも、主な議案や請願は委員会に付託されています。こうして本会議場に、みなさま住民の方々が傍聴に来られていますが、議案や請願を実際に審議しているのは主に委員会であり、この本会議ではありません。だから、議員がどのように審議しているのか、何が問題となっているのかなど、その経緯については、この本会議ではなく、実際は委員会を傍聴しなければわからないのです。住民から、議員は何をしているのか、議会は何をしているのか分からないと言う声をよく聞きますが、実際に審議する場である委員会の傍聴が許可されてこなかったことに、その要因があるともいえます。委員会の傍聴は津幡町民には許されてこなかったし、議会は見えないと言われても仕方ありません。

しかし、委員会の傍聴は、町の条例では原則公開、傍聴ができることになっています。ただし、委員長の許可が必要です。部屋が狭いと言う理由などで、今まで許可しなかった。あるいは傍聴を受け入れたことがないという先例にならって、傍聴を拒否してきたのかもしれませんが、でも、良く考えてください。委員会の傍聴はできるということが原則です。近隣のすべての議会では、委員会は傍聴されています。

委員会の傍聴を望む住民の声、要望は、もう5年近く続いています。どんな理由があれ、その間ずっと議会は委員会傍聴を拒否してきたということです。5年という年月を、どう思いますか。当然住民の権利として、原則公開のもと、委員会の傍聴はできたはずにもかかわらず、5年近くも傍聴できなかったことについてどう考えますか。

今回6月のこの定例会の委員会では、初めて、一人ずつの傍聴が許可されました。3つの各常任委員会室に一人ずつ、傍聴人を入れて、何か問題があったのでしょうか。実際一人の傍聴人を迎えて問題がなかったとしたら、たとえ今回の傍聴が試行であったとしても、こんなに簡単に実現してしまった傍聴を考えると、5年近く傍聴が許可されてこなかった、そのハードルの高さの、本当の理由は、部屋が狭いと言うことだけではなかったと思わざるをえません。今回の、傍聴人を一人受け入れると言う委員長判断は、3人の委員長による相談の上での結

果、あるいは議会運営委員会の判断とも思われますが、決して個別の委員会の審議内容に支障が生じるから、生じないからという理由による、委員長判断ではありません。過去とのバランスを考えて、従来のあり方にずっと従ってきたと言うことも、傍聴を許可しない大きな理由のひとつであったのではないのでしょうか。住民から見れば、委員会傍聴が拒否されてきたこの5年近くと言う年月を、議員の皆さんはなんであったと考えるのでしょうか。

議会改革検討特別委員会が設置され、議会改革に向けて、本年度より本格的な審議が始まります。

この請願第10号は総務常任委員会に付託されて審議され、そして不採択となりました。昨日の全員協議会での委員長の報告では、その理由として、議会改革検討特別委員会で今後審議すべきであるから、請願は不採択とするとありましたが、本会議での委員長報告ではすでに傍聴が実施されているから不採択だと言うことですが、これはおかしいです。矛盾しています。たとえ試行といえども、傍聴人を一人、許可した現在において、しかも3人の委員長の合意のもとで、傍聴が許可されているという今、もしこの請願が本会議で不採択となったとしたら、今後、委員会傍聴をどうあつかうことになるのですか。委員会傍聴の実現を求める請願を不採択にして、議会改革検討特別委員会で何を審議するのですか。

請願を採択して、議会改革検討特別委員会で傍聴に関する審議を重ね、そして具体的にその実現に向かうというのが筋です。実際、請願第10号の最後はこう結んでいます。「津幡町議会においても議会改革検討特別委員会の設置を機に、早急に各委員会の公開と傍聴の実現を求める」とあるのです。

議会制民主主義において、主役は住民です。委員会審議の傍聴に際しては、傍聴人にとってもわかりやすい審議となるよう、資料を配布することも大切です。それが情報の公開、開かれた議会の実現に向けての一步ともなるでしょう。

だれのための議会なのか。何のための開かれた議会なのか。何のための情報公開なのか。何のための傍聴なのか。そのめざすところを間違えると、せっかくこれから前へ進めようと動きつつある議会改革も、その道を誤ってしまう恐れがあります。本来、住民に公開して自治体や議会が困ると言うような情報はありえないし、あったとしたらそれは変です。情報公開は、議会改革の大前提です。

傍聴を許可してこなかった事実は、議会の公開の原則に反するという事を最後に訴えて、請願第10号の賛成討論とします。